船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３０条の５第３号に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子ども等が、特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、当該給付認定保護者が支払うべき副食材料費の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援施設等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

２　この要綱において「特定子ども・子育て支援施設」とは、法第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち、法第７条第１０項第２号に規定する幼稚園であるものをいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）は、給付認定保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「補助対象者」という。）に対し交付するものとする。

（１）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による被保護世帯に属する者

（２）給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者(以下「保護者等」という。)の当該年度（４月から８月までの分の補助金にあっては、前年度）の市町村民税所得割額の合算額が７７，１０１円未満である者。この場合において、補助金の交付を受ける年度の前年度の１月１日において、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第７３７条の２第１項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあっては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法第３１４条の３に規定する所得割の税率により算出すること。

（３）給付認定保護者の第１子及び第２子（以下「算定対象者」という。）以外の者が当該特定子ども・子育て保育等の提供を受ける場合であって、現に算定対象者と同一世帯に属する者。ただし、算定対象者は小学校第３学年修了前の子どもをいう。

２　前項第２号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、世帯の同別によらず、市町村民税の所得割額を合算するものとする。

（補助限度額）

第４条　補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、補助対象費用について、月額４，８００円とする。

（補助金の額）
第５条　補助金の額は、補助対象者が現に特定子ども・子育て支援施設に対し支払った副食材料費の額に相当する額（当該額が補助限度額を超えるときは、補助限度額）とする。

（交付の申請）
第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期限までに、船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付申請書（第１号様式）に特定子ども・子育て支援施設の長が発行した領収書、その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付可否の決定等）
第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付可否決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）
第８条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

附　則
１（施行期日）
この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年９月１日から施行する。
（準備行為）
２　第６条の規定による船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付申請書の配付は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附　則
１（施行期日）
この要綱は、令和３年６月１日から施行する。
２（経過措置）
この要綱の施行の際、現に調製されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則
１（施行期日）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

１（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

第１号様式

船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付申請書

年　　月　　日

船 橋 市 長　　あて

申請者（保護者）住所
氏名
電話

船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金の交付について、添付書類を添えて申請します。

１．請求期間　　年　　月　～　　年　　月（内、施設等利用給付認定期間）
２．指定口座
３．住民登録の状況
４．施設等利用給付認定子どもの状況
５．同一世帯員の状況
６．その他世帯員の状況

第２号様式

船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付可否決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船　橋　市　長

先に申請のあった船橋市実費徴収に係る補足給付補助金の交付について、下記の通り決定したので通知します。

記

１　交付します。

交付決定額　　円

２　交付しません。

理　由